

初動時医療対策のあり方

～南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画等を踏まえて～
(令和7年2月27日)

災害発生に向けた対策(組織体制等)

南海トラフ地震における具体的な 緊急対策活動に関する計画

【R5.5.23 中央防災会議幹事会】

第1章 2 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立

(2) 災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置

① 政府は、推進基本計画の定めるところにより、速やかに緊急災害対策本部の設置を閣議にて決定するとともに、必要があると認めるときは、災害緊急事態の布告を閣議にて決定し、速やかに法第108条の規定に基づく災害緊急事態への対処基本方針を定める。

(3) 緊急災害対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携

① 政府は南海トラフ地震が発生した場合には、中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方において、被害の状況等に応じて、速やかに緊急災害現地対策本部を設置する。

第4章 医療活動に係る計画

2. 国、都道府県の役割

(1) 被災都道府県の役割

① 被災都道府県の災害対策本部内、又は庁内に、保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部等を設置する。また、保健医療福祉調整本部に被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

厚生労働省防災業務計画

【R6.4 厚生労働省】

第2編 災害応急対策

第1章 総則

第2節 厚生労働省災害対策本部の設置等

第2 厚生労働省災害対策本部の設置

1 厚生労働大臣は、政府に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働大臣を長とする厚生労働省災害対策本部を設置する。

第3節 被災地への人的・物的支援及び厚生労働省現地対策本部の設置

第4 厚生労働省現地対策本部の設置

1 被災都道府県・市町村の機能が低下し、被害状況等の情報収集及び災害対策等の的確な遂行に支障が生ずる恐れのある場合その他災害応急対策について万全の措置を講ずるため必要と認められる場合には、厚生労働大臣の決裁を得て、厚生労働省現地対策本部を設置する。

※局災害対策本部の設置「東海北陸厚生局業務継続計画及び防災業務計画」において、管轄地域内に災害が発生した場合であって、本省に災害対策本部が設置される場合又は設置された場合、厚生局は災害対策本部を設置する。

南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方

【H29.3 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議 災害医療部会】

第3章 南海トラフ地震に対する初動時医療戦略

1 組織体制

医療機関の被害状況等の医療ニーズ把握、搬送体制、医療支援者、支給物品等の医療リソースの把握は各県DMAT調整本部が行うだけでなく、広域化戦略のため、重点受援県を含む東海地区各県を調整する機能が必要と考えられる。

そのため、東海北陸厚生局、中部DMAT連絡協議会が連携し、東海DMAT調整本部の設置などの広域指揮体制が必要である。

1. 東海DMAT調整本部（仮称）の設置

(1) 構成員

- ・厚生労働省DMAT事務局
- ・東海北陸厚生局
- ・日本DMAT統括DMAT

第4章 各機関の役割

1 東海北陸厚生局

1. 東海北陸厚生局内に災害対策本部設置
2. 東海DMAT調整本部（仮称）への参集
3. 中部緊急現地対策本部へ必要人員参集

DMAT等の運用等の基本的な事項について定めている「日本DMAT活動要領」において、都道府県は、災害時に、被災地域内のDMATに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DMAT本部（DMAT事務局、都道府県DMAT調整本部、DMAT活動拠点本部、DMAT参集拠点本部をいう。）を設置するとされている。「南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方」では、さらに、「東海DMAT調整本部」を設置することを提案。⇒ 現時点では、南海トラフ地震発生時における都道府県災害対策本部、都道府県保健医療福祉調整本部との連絡及び調整、厚生労働省との情報共有、医療搬送調整等は、被災地内の各都道府県DMAT調整本部が実施するとされている。

災害発生後における対策(国の役割①)

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画

【R5.5.23 中央防災会議幹事会】

厚生労働省防災業務計画

【R6.4 厚生労働省】

南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方

【H29.3 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議
災害医療部会】

(2) 国の役割

① 緊急災害対策本部

ア 厚生労働省、文部科学省、防衛省、日本赤十字社及び国立病院機構等の行うDMAT等の派遣、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁の行うDMAT等の輸送、広域医療搬送の実施について総合調整を行う。

イ 被災府県の要請に基づき、広域医療搬送の実施を決定する。

ウ 広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ、非被災道県及び東京都等における航空搬送拠点を選定する。

② 現地対策本部

ア 被災府県からの要望について取りまとめ、緊急災害対策本部に報告する。

イ 航空搬送拠点の確保等について、必要に応じて、都道府県、指定地方行政機関等との調整を行う。

ウ 大規模地震発生直後における医療活動の空白、偏在を把握し、必要に応じて、医療活動のための輸送に関する調整等を行う。

エ 被災府県内における広域医療搬送が必要な患者等の発生状況を把握し、緊急災害対策本部に随時報告する。

第2編 第1章 総則

第2節 厚生労働省災害対策本部の設置等

第5 厚生労働省災害対策本部の業務

(3) 政府の非常本部等及び関係省庁等との情報交換及び連絡調整

(8) 厚生労働省現地対策本部を設置した場合にあっては、同本部との連絡調整

第3節 被災地への人的・物的支援及び厚生労働省現地対策本部の設置

第1 職員の派遣

1 災害が発生した場合には、必要に応じ、発災直後、特に次に例示する職員が被災地へ赴き、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行う。

3 前二項に規定する職員の派遣を円滑に行うために、被災都道府県・市町村並びにその近接する都道府県及び市町村の地方支分部局は、被災地における交通状況の厚生労働省への情報提供等、必要な助言及びその他の支援を行うよう努める

第4 厚生労働省現地対策本部の設置

1 被災都道府県・市町村の機能が低下し、被害状況等の情報収集及び災害対策等の的確な遂行に支障が生ずる恐れのある場合その他災害応急対策について万全の措置を講ずるため必要と認められる場合には、厚生労働大臣の決裁を得て、厚生労働省現地対策本部を設置する。

3 厚生労働省災害対策本部は、厚生労働省現地対策本部を設置した場合には、被害状況及び災害対策に係る情報等の同本部が業務を行うに当たって必要な情報を同本部に提供する。

第4章 1 東海北陸厚生局

1. 東海北陸厚生局内に災害対策本部設置

2. 東海DMAT調整本部（仮称）への参集

3. 中部緊急現地対策本部へ必要人員参集

4. 主な任務

(1) 重点受援県及び近隣県の被災状況、医療機関機能状況の把握

(2) 中部緊急災害現地対策本部との連絡調整

(3) 厚生労働省との連絡調整

(4) 厚生労働省との情報共有

(5) 以下については、参集した統括DMATと連携して行う

・各県DMAT調整本部への医療戦略に対する助言

・支援DMATの各県への分配調整に関する助言

・広域医療搬送に対する助言

・必要に応じた広域医療搬送調整

・重点受援県及び近隣県にまたがる関係機関との連絡調整

・越県地域医療搬送の調整

・各県医療後方支援の調整

災害発生後における対策(国の役割②)

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画

【R5.5.23 中央防災会議幹事会】

厚生労働省防災業務計画

【R6.4 厚生労働省】

南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方

【H29.3 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議
災害医療部会】

- 5 厚生労働省現地対策本部は、政府現地対策本部、地方厚生（支）局及び都道府県労働局と連絡を密にしつつ、被災状況の把握、被災都道府県・市町村における災害対策実施状況の把握、住民ニーズの把握、被災都道府県・市町村の活動に対する助言、厚生労働省災害対策本部等への情報伝達等を行う。更に政府現地対策本部が設置された場合は、当該本部へ派遣された職員の支援を行う。
- 6 厚生労働省災害対策本部は、被災地若しくは被災地に近接した地域における都道府県庁若しくは都道府県労働局等の官公庁施設の会議室等、又は政府現地対策本部が設置された場合にあっては、その近接地に厚生労働省現地対策本部を設置するよう努める。（以下省略）

第2編 第2章 保健医療に係る対策

第4節 保健医療活動従事者の確保

第2 救急患者及び医療活動従事者の搬送体制の確保

- 1 厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部、厚生労働省地方厚生（支）局、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構又は被災都道府県・市町村は、防災基本計画第2編第2章第4節2（2）等に規定するところにより救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）等の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請する。

第3章 1 組織体制

1. 東海DMAT調整本部（仮）

(3) 主な業務

- ① 東海四県及び近隣県の医療体制の把握、調整
- ・ E M I S 通信機器による災害拠点病院等医療機関、医療圏毎の医療機能状況の把握と中部緊急災害現地対策本部への情報提供
 - ・ 四県医療機能の継続
 - ・ 回復に向けた支援物品・燃料等の補給要請の調整
 - ・ 被災外からの派遣DMATの分配調整
 - ・ 四県に対するDMAT医療戦略の助言
- ② 地域医療搬送に関する調整
- ・ 地域医療搬送拠点の被災状況の把握・解説・運営への助言
 - ・ 自衛隊、海上保安庁等の航空機を用いた地域医療搬送に関する調整
 - ・ 自衛隊、海上保安庁等の舟艇を活用した搬送に関する調整
 - ・ 民間航空機、民間フェリーを用いた搬送に関する調整
 - ・ ドクターヘリの越県搬送に関する調整
 - ・ 陸路による越県搬送に関する調整

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、国の緊急災害対策本部は、DMAT等の派遣、DMAT等の輸送、広域医療搬送の実施について総合調整を行うとされ、また、被災府県の要請に基づき、広域医療搬送の実施を決定するとされている。また政府の現地対策本部は、航空搬送拠点の確保等について、必要に応じて、都道府県、指定地方行政機関等との調整を行うとされ、大規模地震発生直後における医療活動の空白、偏在を把握し、必要に応じて、医療活動のための輸送に関する調整等を行う、被災府県内における広域医療搬送が必要な患者等の発生状況を把握し、緊急災害対策本部に随時報告すると規定されている。

「厚生労働省防災業務計画」においては、厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部、厚生労働省地方厚生（支）局（中略）被災都道府県・市町村は、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）等の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請すると規定されており、広域後方医療施設等への救急患者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請すると規定されている。

なお、「南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方」において提案されている、東海北陸厚生局及び東海DMAT調整本部（仮称）が行う広域調整については、都道府県及び厚生労働省現地対策本部（主に本省職員等が参集）の情報等に基づき、厚生労働省本省が中心となり、対応を行うこととされている。

災害発生後における対策(県の役割・DMAT等の派遣・参集等①)

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画

【R5.5.23 中央防災会議幹事会】

第4章 医療活動に係る計画

2. 国、都道府県の役割

(1) 被災都道府県の役割

- ① 被災都道府県の災害対策本部内、又は庁内に、保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部等を設置する。また、保健医療福祉調整本部に被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。また、保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等の応援のために、必要があると認めるときは、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援要請を行う。
- ② 医療機関に対し、DMAT等の派遣を要請する。また、必要に応じて非被災道県、厚生労働省、文部科学省及び国立病院機構等に対し、DMAT等の派遣を要請する。
- ③ DMAT等の医療活動場所(医療機関、救護所、航空搬送拠点等)を確保し、迅速に必要な資器材を準備し設営するなど、各活動場所の運営を行う。また、参集拠点についても同様とする。なお、航空搬送拠点については、確保結果を緊急災害対策本部に報告する。
- ④ 厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、国立病院機構及び地域医療機能推進機構に対し、区域外の医療施設における広域後方医療活動を要請する。
- ⑤ EMIS等を用いて、医療機関の状況を把握し、その医療活動の継続、患者等の避難に必要な支援を行う。

厚生労働省防災業務計画

【R6.4 厚生労働省】

第2編 第2章 保健医療に係る対策

第3節 被災地における指揮調整機能の維持

第1 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣

- 1 被災都道府県は、災害が発生し、保健医療福祉調整本部が設置され、被災都道府県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、被災都道府県内の保健所、保健所設置市又は特別区の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援要請をする。
- 2 被災都道府県は、地方公共団体間の相互応援協定等に基づき他の都道府県等へ災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援要請を行うことができるが、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省健康・生活衛生局に対して応援派遣に関する調整の依頼を行う。

第4節 保健医療活動従事者の確保

第1 救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣

- 1 被災都道府県は、広域災害・救急医療に関する情報システムを活用すること等により、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数を迅速に把握するよう努める。
- 2 都道府県及び厚生労働省医政局は、自然災害又は人為災害で、被災地外からの医療の支援が必要な可能性がある場合、救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)等の待機を要請する。

南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方

【H29.3 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会】

第4章 2 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県

1. 災害対策本部の設置

衛生主管部局、他県、国、指定公共団体他関係機関との連絡調整

2. DMAT派遣要請

3. 地域医療搬送の要請

4. DMAT調整本部設置

(2) 主な業務

- ・各県で活動するすべてのDMATの指揮及び調整
- ・県DMAT調整本部以外の各DMAT本部の設置、指揮及び調整
- ・県内におけるDMAT活動方針の策定
- ・県内の病院等の被災情報の収集
- ・県内で活動するDMAT、医療機関へのロジスティクス
- ・地域医療搬送における受入病床及び搬送手段の確保の調整
- ・東海DMAT調整本部、県災害対策本部、県災害医療本部、県派遣調整本部等との連絡及び調整
- ・消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整
- ・医師会、大学病院、災害拠点病院等と連携し、都道府県派遣調整本部におけるコーディネート機能の支援
- ・ドクターヘリの運航と運用に関わる調整
- ・東海北陸厚生局、厚生労働省との情報共有
- ・撤収及び追加派遣の必要性の判断
- ・その他必要な事務

災害発生後における対策(県の役割・DMAT等の派遣・参集等②)

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画

【R5.5.23 中央防災会議幹事会】

- ⑦ 広域後方医療活動の実施に必要な措置を現地対策本部に要請する。
 - ⑧ 被災都府県内の医療機関から航空搬送拠点までの患者等の輸送を実施する。
 - ⑨ 避難所等の衛生状態や地方公共団体職員の被災状況などについて市町村から必要な情報の収集を行い、当該情報に基づき、非被災道県に対して公衆衛生医師、保健師、管理栄養士、薬剤師等の応援派遣の要請を行い、又は厚生労働省に対して、応援派遣の調整に関する要請を行い、受け入れに向けた連絡調整等を派遣元地方公共団体や市町村と行う。
 - ⑩ 被害が比較的軽微な都府県は、甚大な被害が生じている府県に対して可能な範囲で各種支援を行う。
3. 発災直後のDMAT派遣
- (1) DMATの派遣要請
- ① 発災直後、全てのDMAT指定医療機関は、厚生労働省が定める「日本DMAT活動要領」に基づき、都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DMAT派遣のための待機を行う。
 - ② 緊急災害対策本部の設置が決定された段階で、直ちに、厚生労働省は都道府県に、文部科学省は国立大学病院に対し、人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される府県へのDMAT派遣を要請する。当該要請に基づくDMAT派遣は、派遣先の府県が要請を行ったものとみなす。
- (2) DMATの参集
- ① 参集拠点候補地
 - イ 緊急災害対策本部は、上記指示に併せて、自衛隊等の防災関係機関の航空機確保の調整、空港管理者への協力要請を行う。また、必要に応じ民間航空会社への協力要請を行う。

厚生労働省防災業務計画

【R6.4 厚生労働省】

- 3 被災都道府県は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害が発生した場合には、都道府県災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター等の助言を参考にし、非被災都道府県に対し、救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣及びドクターヘリの運用を要請する。また、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省医政局に対して要請を行う。
 - 4 厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部等は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害により被災都道府県自らが当該調整を行い得ない場合、必要な支援を行う。
 - 5 厚生労働省医政局等は、被災した地域の被災者の医療対策のために必要があると認めるとき及び被災都道府県より要請があったときは、災害拠点病院等に対し、救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣及びドクターヘリの運用を要請する。
 - 6 厚生労働省医政局は、被災地の被害状況の把握や災害応急対策に関して、災害派遣医療チーム(DMAT)との緊密な連携を行うため、必要に応じ、災害派遣医療チーム(DMAT)事務局に災害対策に関する知識を有する職員を派遣する。
- 第2 救急患者及び医療活動従事者の搬送体制の確保
- 1 厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部、厚生労働省地方厚生(支)局、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構又は被災都道府県・市町村は、防災基本計画第2編第2章第4節(2)等に規定するところにより救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)等の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請する。

南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方

【H29.3 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会】

- 第3章 南海トラフ地震に対する初動時医療戦略
- 5 DMATの投入
- 1. 参集
支援DMATは参集拠点到指定された高速道路サービスエリア、飛行場、災害拠点病院に参集する。
 - 2. 派遣
支援DMATは参集拠点本部から指定されたDMAT調整本部、活動拠点本部、SCU等に出向く。
 - 3. 移動
支援DMATはDMAT保有車両、もしくは県調整本部または活動拠点本部で調整された移動手段にて活動場所へ移動する。
 - 4. 活動内容
支援DMATは活動拠点到本部に指示された災害拠点病院、一般病院、前線拠点等に出向き、上記2.地域戦略(1)～(6)に掲げる活動を行う

災害発生後における対策(県の役割・DMAT等の派遣・参集等③)

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画

【R5.5.23 中央防災会議幹事会】

- ② 陸路参集
 - ア DMATは、被災地における機動的な移動のため、車両による陸路参集を原則とする。
 - イ 自らの所在する都道府県に派遣されるDMATは、原則として災害拠点病院に直接参集する。
- (3) DMATの任務付与及び指揮
 - ① 厚生労働省DMAT事務局は、被害状況の共有など被災都府県と連携し、(2)により各参集拠点に参集したDMATに対し、具体的な派遣先府県を指示する。
 - ② 被災都府県の災害医療本部内に設置されるDMAT都府県調整本部は、当該都府県に派遣されたDMATを指揮する。
- 4. 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復
 - (1) 被災都府県は、災害拠点病院等をはじめ、都府県内の全病院の被災状況及び病院支援の必要性について、EMIS等を用いて情報収集し、厚生労働省等と情報共有する。
 - (3) 被災都府県は、被災地において安定化処置など救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制を確保するために、必要なDMAT等の人材、物資・燃料を供給する。供給が困難な場合、被災都府県は現地対策本部を通じて支援を要請する。
 - (8) 倒壊等により機能維持が困難なため、病院避難が必要と病院管理者が判断し、被災都府県へ報告があった場合、当該都府県は、患者の避難及び搬送の支援を行う。

厚生労働省防災業務計画

【R6.4 厚生労働省】

- 2 厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部、厚生労働省地方厚生(支)局、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構又は被災都道府県・市町村は、防災基本計画第2編第2章第4節2(4)等に規定するところにより広域後方医療施設等への救急患者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請する。

第5節 被災地における保健医療の確保

第1 医療施設への電気、ガス、水道の確保

- 1 被災都道府県は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- 2 被災都道府県は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への電気や水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。
- 3 厚生労働省医政局は、前2項の措置に関し、必要に応じ、関係省庁との調整等必要な支援を行う。

第3 医療機器の修理及び交換

- 1 被災都道府県は、必要に応じ、被災地内の病院等に設置されている医療機器の修理・交換を医療機器関係団体等に要請する等の支援を行う。
- 2 厚生労働省医政局及び医薬局は、医療機器の修理・交換について、必要に応じ、被災都道府県に対し、助言及びその他の支援を行う。

南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方

【H29.3 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議災害医療部会】

第4章 2 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県

- 1. 災害対策本部の設置
 - 衛生主管部局、他県、国、指定公共団体他関係機関との連絡調整
- 2. DMAT派遣要請
- 3. 地域医療搬送の要請
- 4. DMAT調整本部設置
 - (2) 主な業務
 - ・各県で活動するすべてのDMATの指揮及び調
 - ・県DMAT調整本部以外の各DMAT本部の設置、指揮及び調整
 - ・県内におけるDMAT活動方針の策定
 - ・県内の病院等の被災情報の収集
 - ・県内で活動するDMAT、医療機関へのロジスティクス
 - ・地域医療搬送における受入病床及び搬送手段の確保の調整
 - ・東海DMAT調整本部、県災害対策本部、県災害医療本部、県派遣調整本部等との連絡及び調整
 - ・消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整
 - ・医師会、大学病院、災害拠点病院等と連携し、都道府県派遣調整本部におけるコーディネート機能の支援
 - ・ドクターヘリの運航と運用に関わる調整
 - ・東海北陸厚生局、厚生労働省との情報共有
 - ・撤収及び追加派遣の必要性の判断
 - ・その他必要な事務

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」、「厚生労働省防災業務計画」等では、被災都府県、国におけるDHEAT、DMAT等の要請、派遣、参集、搬送及び救急患者の広域医療搬送等の実施について定めている。

「厚生労働省防災業務計画」において都道府県は、相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となる場合が予想される場合には、DHEATの応援要請及び厚生労働省健康・生活衛生局に対して応援派遣に関する調整の依頼をするとされ、被災都道府県は非被災都道府県に対し、DMAT・DPAT等の派遣及びドクターヘリの運用を要請し、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省医政局に対して要請を行うと規定されている。また、DMAT等の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請すると規定されている。

災害発生後における対策(広域医療避難と航空機、ヘリ等の要請①)

南海トラフ地震における具体的な応
急対策活動に関する計画
【R5.5.23 中央防災会議幹事会】

厚生労働省防災業務計画
【R6.4 厚生労働省】

南海トラフ地震における初動時医
療対策のあり方
【H29.3 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議
災害医療部会】

第4章 医療活動に係る計画

5. 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

(2) 患者搬送の考え方

- ① 膨大な搬送ニーズが発生することに鑑み、国、都道府県等は、相互に連携して、被災都府県の調整の下で行う地域医療搬送、国が各機関の協力の下で行う広域医療搬送を適切に組み合わせて行う。
- ② 搬送先については、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう、できるだけ近傍の地域に搬送することとし、原則、同一都府県内、同一地方圏内、隣接地方圏、全国の順に搬送先を検討する。
- ③ 搬送手段については、防災関係機関の航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）、ドクターヘリ、救急車などの車両を可能な範囲内で最大限活用する。

(3) 航空搬送拠点

- ① 被災府県による航空搬送拠点の確保・SCUの設置

被災府県は、発災後、当該府県内の航空搬送拠点を速やかに確保し、SCUを設置する。（別表4-1 被災地内の航空搬送拠点候補地）

- ② 被災地内の航空搬送拠点・SCUの機能

ア 被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をSCUにて受入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災府県はこのために必要なDMA Tその他の人材の配置、資器材・物資の配備を行う。

第2編 第2章 保健医療に係る対策

第4節 保健医療活動従事者の確保

第2 救急患者及び医療活動従事者の搬送体制の確保

- 2 厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部、厚生労働省地方厚生（支）局、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構又は被災都道府県・市町村は、防災基本計画第2編第2章第4節2（4）等に規定するところにより広域後方医療施設等への救急患者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請する。

第3章 7 搬送体制

1. 空路搬送

- (1) 国が調整する空路搬送
自衛隊固定翼航空機、自衛隊回転機航空機を活用した広域医療搬送
- (2) 東海DMA T調整本部が調整する空路搬送
・民間航空機を活用した地域医療搬送及び必要に応じた広域医療搬送

2. 陸路搬送

- (1) 東海DMA T調整本部が調整する陸路搬送
J R貨物、名古屋鉄道、近畿日本鉄道等鉄道による広域または越県地域医療搬送

3. 水上搬送

- (1) 国が調整する水路搬送
・自衛隊、海上保安庁大型船舶
- (2) 東海DMA T調整本部が調整する水路搬送
・民間カーフェリー
- (3) 各県DMA T調整本部が調整する水路搬送
・海上保安庁の保有する小型船舶
・自衛隊、警察、消防機関が保有する小型舟艇
・水陸両用車

第4章 1 東海北陸厚生局

4. 主な任務

- (5) 以下については、参集した統括DMA Tと連携して行う。
 - ・各県DMA T調整本部への医療戦略に対する助言
 - ・支援DMA Tの各県への分配調整に関する助言
 - ・広域医療搬送に対する助言
 - ・必要に応じた広域医療搬送調整
 - ・重点受援県及び近隣県にまたがる関係機関との連絡調整

災害発生後における対策(広域医療避難と航空機、ヘリ等の要請②)

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画
【R5.5.23 中央防災会議幹事会】

厚生労働省防災業務計画
【R6.4 厚生労働省】

南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方
【H29.3 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議
災害医療部会】

(4) 広域医療搬送

② 広域医療搬送の実施手順

ア 緊急災害対策本部は、被災状況、被災地内外の医療体制・搬送体制等を踏まえ、都道府県、現地対策本部、厚生労働省等と調整し、広域医療搬送を実施する被災地内及び被災地外の航空搬送拠点を決定し、防災関係機関に伝達するとともに、防衛省等に対し、搬送に必要な航空機の調整を依頼する。

- ・越県地域医療搬送の調整
- ・各県医療後方支援の調整

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、広域医療搬送は国（緊急災害対策本部）が各機関の協力の下で行うとされており、「厚生労働省防災業務計画」においては、厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部、厚生労働省地方厚生（支）局、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構又は被災都道府県・市町村は、広域後方医療施設等への救急患者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請すると規定されている。「南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方」においては、空路搬送、陸路搬送等について、東海DMA T調整本部が調整することが提案されている。

災害発生後における対策

(地域避難と航空機、ヘリ等の要請)

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画

【R5.5.23 中央防災会議幹事会】

第4章 医療活動に係る計画

5. 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

(2) 患者搬送の考え方

① 膨大な搬送ニーズが発生することに鑑み、国、都道府県等は、相互に連携して、被災都府県の調整の下で行う地域医療搬送、国が各機関の協力の下で行う広域医療搬送を適切に組み合わせて行う。

(5) 地域医療搬送

② 被災都府県の災害対策本部は、地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者、福祉タクシー、大型バス等の民間企業の協力を得て、患者搬送の緊急度に応じた搬送手段を確保・調整する体制を構築する。

③ ドクターヘリの運用

ア 被災都府県のドクターヘリは、各都府県又は各ドクターヘリ基地病院に定められた運航要領に沿って運用する。

イ 非被災道県は、厚生労働省、被災都府県からの要請に基づき、地域の実情に合わせて、ドクターヘリを被災都府県が指定した被災地内のドクターヘリ参集拠点に派遣する。派遣されたドクターヘリは、被災都府県の災害対策本部の指揮の下、情報提供及び後方支援を受け、主に地域医療搬送に従事する。

ウ 被災都府県の災害対策本部は、航空運用調整班において、ドクターヘリを含め、防災関係機関のヘリコプターの安全・円滑な運用のための運航調整を行う。

厚生労働省防災業務計画

【R6.4 厚生労働省】

南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方

【H29.3 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議 災害医療部会】

第3章 1 組織体制

1. 東海DMAT調整本部（仮）

(3) 主な業務

② 地域医療搬送に関する調整

- ・地域医療搬送拠点の被災状況の把握・解説・運営への助言
- ・自衛隊、海上保安庁等の航空機を用いた地域医療搬送に関する調整
- ・自衛隊、海上保安庁等の舟艇を活用した搬送に関する調整
- ・民間航空機、民間フェリーを用いた搬送に関する調整
- ・ドクターヘリの越県搬送に関する調整
- ・陸路による越県搬送に関する調整

第3章 7 搬送体制

1. 空路搬送

(2) 東海DMAT調整本部が調整する空路搬送

- ・越県するドクターヘリ、海上保安庁ヘリ、自衛隊ヘリを活用した地域医療搬送
- ・民間航空機を活用した地域医療搬送及び必要に応じた広域医療搬送

2. 陸路搬送

(1) 東海DMAT調整本部が調整する陸路搬送

JR貨物、名古屋鉄道、近畿日本鉄道等鉄道による広域または越県地域医療搬送

厚労省としての広域調整的な関与を含め災害支援の具体的な対応は、県及び厚労省現地対策本部等からの情報等をもとに本省が主体となって行っていく方針の中で、（「南海トラフ地震における初動時医療対策のあり方」で提示された）東海4県における広域的な情報集約機能、広域調整機能、優先順位を含む広域的な対応方針の具体化等を、最も効果的・効率的に担うための方策をさらに検討することが必要。